



# 家屋全棟調査のお願い

この調査は町内にあるすべての建物について、家屋課税台帳に登録している事項と家屋の現況とを、現地において比較・照合することにより増築や未調査による課税漏れ、または取り壊し等がないかを調査するもので、固定資産税の公正で適正な課税を図ることを目的としています。みなさま調査へのご協力どうぞよろしくお願いいたします。

## 課税対象になる条件は3つ

### 土地への定着性

土地に定着して建造されている（基礎がある）

### 外気分断性

屋根・壁などに囲まれ  
雨風をしよげる

### 用途性

居住、作業、貯蔵などの  
ために使用できる

この3つの要件すべてを満たすものが家屋と認定されます。車庫や小屋でも条件に該当すれば、固定資産税の対象になります。

## 調査方法

### 1次調査

- ①町が委託した調査員が、2人1組で巡回しながら調査します。
- ②調査は、家屋課税台帳と実際の建物とを、図面等の資料をもとに外観から照合し、確認します。
- ③照合・確認の際は原則、敷地内に立ち入らせていただきます。また、必要に応じて、家屋外周の計測等を行う場合や、家屋建築年や所有者等についてお尋ねする場合があります。
- ④ご不在の場合でも外観からの照合・確認をさせていただきます。
- ⑤原則、家（建物）の中に立ち入ることはありません。
- ⑥並行して、空き家となっている家屋の調査を行います。

### 2次調査

1次調査の結果を踏まえ、より詳細な調査が必要と判断された家屋は、調査員があらかじめご都合などをお尋ねし、日程調整を行ってから調査を行います。

調査の時期が近づいた地区には、改めてチラシなどでお知らせします。

## 調査の結果どうなるの？

課税されていなかったことが判明した場合

滅失の届け出がされていなかったことが判明した場合

さかのぼっての課税は行いません

さかのぼっての還付は行いません

今回の調査結果はすべて令和9年度課税（予定）から反映されます

ただし、先に滅失届が提出された場合は、次の年の課税から反映されます。



## 調査の時期は？

調査期間（予定）	調査対象地区
令和6年9月～令和6年10月	富山地区
令和6年9月～令和6年11月	宮下地区
令和6年9月～令和7年2月	後田地区
令和6年10月～令和7年3月	前田地区
令和7年3月～令和7年5月	波見地区

調査期間（予定）	調査対象地区
令和7年4月～令和7年6月	野崎地区
令和7年4月～令和7年9月	新富地区
令和7年7月～令和7年10月	南方地区
令和7年8月～令和7年10月	北方地区
令和7年10月～令和7年12月	岸良地区

期間はあくまで予定です。調査の状況により前後する可能性があります。  
調査状況は町ホームページにて随時お知らせします。



## 調査員について

調査員は、『家屋調査員』の黄色の腕章と、『身分証明書（名札）』を着用しています。  
ご不明な点等ありましたら、調査員にお気軽にお声がけください。



第○号	家屋調査員証
(写真)	所 属：株式会社 都市総合開発研究所 氏 名：○○ 太郎 生年月日：昭和○○年○○月○○日生
上記の者は、肝付町の委託した家屋調査員であることを証明する。	
交付年月日	令和○年○○月○○日交付
有効期間	自 令和○年○○月○○日 至 令和○年○○月○○日
肝付町長 永野 和行 印	

## 日程のお問い合わせ

調査委託事業者 **株式会社 都市総合開発研究所**  
フリーダイヤル 0120-25-6603  
お問い合わせ時間 9:00 から 17:00（平日のみ）

## ⚠️ 調査員のなりすましにご注意ください ⚠️

調査費用等を徴収することはありません。  
その場で税金の徴収を行うことはありません。  
調査目的以外のお願いをすることは決してありません。



詳細は  
こちら



# 住宅以外で、課税対象になるものならないもの



## 課税対象になる家屋の例



基礎工事が施されている物置



基礎工事が施されている  
ガラス張りの温室



壁（三方向）がある  
ブロック基礎の車庫



既存家屋の外壁を利用して  
増築したブロック基礎の物置



居宅と構造を別にする地下車庫  
（ガルバード車庫）



基礎工事が施され、屋根、  
壁があるサンルーム



## 課税対象にならない建造物の例



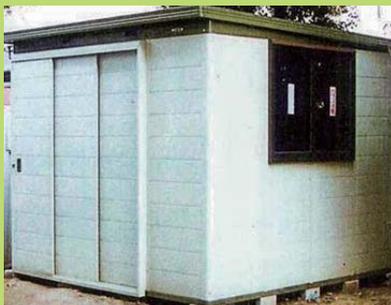
壁がなく、外気分断性を欠く建物



カーポート（柱のみで無壁のもの）



壁（三方向）があるが、簡易なもので基礎が施されていない物置



ブロックの上に設置されただけの  
物置



ビニールハウス

事業のために  
所有している構築物は  
「償却資産」として  
申告をお願いします。

お問い合わせ先 肝付町役場 税務課 ☎ 0994(65)8414